

隊友新聞平成29年12月号記事

社会保険の話(5)

健康保険その4

社会保険労務士 萩原米雄

前回に引き続き健康保険について話を進めていきます。

Q 1 高齢者の健康保険はどうなっていますか？

A 国民の総人口が減少する一方で、75歳以上の人口が約1,800万人になろうかという超高齢化が進み、医療費が増加する中で、国民皆保険を維持していくために、平成20年から始まった75歳以上を対象とした制度が、国民健康保険及び被用者保険(協会けんぽや共済組合等)から独立した後期高齢者医療制度です。

Q 2 後期高齢者医療制度の仕組みはどうなっていますか？

A この制度の運営(保険者)は、各都道府県に設置された後期高齢者医療広域連合が行いますが、各申請書の受付や保険証の交付などの窓口業務、保険料の徴収については、市区町村が行います。

被保険者となるのは、75歳以上の人及び広域連合が認めた一定の障害のある65歳以上の人です。ただし、生活保護を受給している人及び日本国籍を有しない人で、次のいずれかに該当する人は被保険者になれません。

- 1 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格のない人
- 2 1年未満の在留期間を決定された人
- 3 外国人登録法で定められた登録を受けていない人

Q 3 加入するための手続きはどうすればよいですか？

A 加入する人が手続きをする必要はありません。75歳の誕生日の前月下旬に「後期高齢者医療被保険者証」が簡易書留で送付されてきます。

ただし、次の証書が必要な場合は、別途手続きが必要です。

- ・ 限度額認定
- ・ 標準負担額限度額認定証

・ 特定疾病療養受給者証

Q 4 保険料はいくらですか。その納付どうすればよいですか？

A 保険料は、「均等割額＋所得割額」で算定されますが、「財政的負担能力と地域の医療費の水準」に応じて、後期高齢者医療広域連合が決定するため、各都道府県により異なります。例えば、平成29年度は、最も高い東京の1人当たりの平均保険料は「7,958円（月額）」、最も安い秋田の平均保険料は「2,963円（月額）」と、2.5倍以上の差があり、年間で計算すると約6万円の開きがあります。保険料は、被保険者の要件により特別徴収または普通徴収のいずれかの方法で納付します。

徴収方法	要件	支払方法
特別徴収	・ 年金額が18万円（年額）以上の人 ※後期高齢者医療保険料＋介護保険料が年金額の1/2を超える時は除く。	年6回の年金定期払いの際に保険料が自動的に天引きされます。 ※希望する場合は、口座振替への変更も可能です。
普通徴収	・ 年金額が18万円（年額）未満の人 ・ 後期高齢者医療保険料＋介護保険料が年金額の1/2を超える人等	市区町村から送られてくる納付書での支払い、または口座振替により支払います。

Q 5 窓口で払う自己負担はどのくらいですか？

A 原則は、1割負担です。ただし、現役並みの所得がある人は、3割負担となります。

なお、後期高齢者医療制度についても自己負担軽減の制度があります。その内容については、前回お話しした70歳以上の高額療養費と同じです。

詳細については、「隊友新聞10月号」をご確認ください。